

## § VII 福島県教育調査研究所

教育調査研究所の目的とするところは、本県教育の進歩改善に必要な諸問題を調査研究し、本県教育の進展に寄与するところにあるが、教育の各領域にわたる調査と研究の結果は、広く県下に報告書その他の刊行物として一般の利用に供してきた。

また付属施設としての教育図書館をもち、教育に関係ある図書、各府県における研究紀要等、数多くの資料を教育関係者および大学学生を対象として貸出している。

このほか、県教育委員会の機関誌としての月報の編集刊行、年次報告としての年報の編集刊行にも当たってきた。

### 1 調査統計

昭和34年度における、調査統計担当者は、主事 4名、雇 1名である。

本年度に実施された事業は、

- (1) 国が統計法に基づいて行う教育関係の諸調査。
- (2) 文部省が、毎年定期的に行う諸調査および、その年度に特に必要とする資料を得るための調査。
- (3) 県教育委員会が、教育行政の資料を得るために実施した調査。

に区分される。

統計法による指定統計のうち一部の調査（学校基本調査・学校教員調査等）については、従来どおり県統計課に協力して、実態の把握に努め、これらの結果を県教育行政の資料として活用を計った。

当所が関係し、又は実施した調査の結果は、別項のとおりで、「報告書」および「資料」として刊行し、教育行政施策の資料として、一般の利用に供した。

#### A 父兄負担の教育費調査

文部省が継続して行っている調査である。本県においても、義務教育に伴う教育費の父兄負担過重が問題となっている実情から、文部省と共同で、この調査を行うことにしたものである。

調査の目的は上記の見地から、父兄の側からみた、父兄が個人的に負担している教育費の全ぼうを明らかにすることによって、

- (1) 父兄が負担する教育費を軽減する施策の資料とする。
- (2) 教育扶助および、育英資金の合理的な算定に必要な資料とする。
- (3) 家計における、教育費の計画的支出に役立つよう、一般参考資料を提供する。

ことにある。

調査対象校の選定には、農村、山村、市街地域等の地域類型の中から、一定数が指定され、その学校の各学年から、5人を選定、「学資の手帳」に支出の実態を記入することになっている。

学校種別の対象校数は、小・中学校が各 8校、盲ろう学校（小・中学部）各 1校、全日・定時制高等学校各 4校である。

調査結果は、調査期間が学校年度であるため、昭和35年度に入って公表されることになる。

#### B 地方教育費の調査（教育行財政調査）

この調査は、昭和24会計年度から、文部省と県教育委員会が共同で、毎年継続して実施しているものである。

調査の目的は、教育財政政策樹立のため、教育費の使途と負担の関係を明らかにして、その実態を把握し、合理的な教育費算定の基準を作成する資料とすることである。

調査の対象は全公立学校と、県および地方教育委員会である。

調査結果の一部は、地方教育委員会の予算資料として、「市町村教育予算編成のために」と題した「資料第27号」を刊行、次いで教育費の財源、使途などに若干の分析と、結果からみた解説ならびに一部年次推移を付した報告書「教育費の実態」を刊行教育行政の資料とした。

#### C 長期欠席児童・生徒調査

文部省が継続して実施している調査の一つである。

義務教育における長期欠席の児童・生徒の実態と、生活環境を把握し、就学奨励、不良化防止等のための資料を得ることがこの調査の目的である。

調査対象は、年度間通算して50日以上欠席した者で、これらのものについて

- (1) 欠席の理由（本人および家庭によるものの区分）
- (2) 欠席者の状態（疾病異常者・仕事の状態・なまけの区分）
- (3) 父母との関係（父母の状態・父母との同居の状態・保護者の住所の区分）
- (4) 保護者の職業別
- (5) 扶助・援助受給の状態（生活保護・教科書給食費・地方自治体・PTA・その他の援助の区分）

の実態を、連続又は継続および産業人口型別区分で調査された。

この結果は、概況構成比を付して、「資料第28号」で公表した。